

## リンガーハットグループ共通商品券ご利用約款

### 第1条（約款の趣旨）

株式会社リンガーハット（以下「発行元」といいます。）が発行する、「リンガーハットグループ共通商品券」（以下、「共通商品券」といいます。）は、「長崎ちゃんぽん リンガーハット」「とんかつ 濱かつ」「長崎卓袱浜勝」、その他発行元が指定する店舗（以下、「ご利用店舗」といいます。）では、この約款に従って取り扱われるものとし、共通商品券の所持者（以下「お客様」といいます。）は、この約款によりお取引をしていただきます。

### 第2条（共通商品券が利用できる場合）

- 1 お客様は、共通商品券をご利用店舗にて商品を購入し、またはサービスの提供を受ける際に、券面記載の金額で代金のお支払いにご利用いただけます。  
ただし、商品券、ギフトカード、印紙、切手、ハガキその他、ご利用店舗が特に共通商品券の利用ができないものとして指定した商品等の代金のお支払には、ご利用いただけません。
- 2 共通商品券をご利用になれる店舗は新規開店または閉店により増減することがあります。

### 第3条（共通商品券が利用できない場合1）

次の場合には、共通商品券をご利用いただくことができません。

- ①共通商品券が偽造、変造されたものであるとき。
- ②お客様が共通商品券を違法に取得したとき、または違法で取得された共通商品券と知りながらもしくは知ることができる状況で取得したとき。
- ③共通商品券がミシン線に沿って切り取られているとき、共通商品券の破損、その他の事由により管理番号の照合ができないとき、または共通商品の3分の1以上が滅失しているとき。
- ④発行元が経営する店舗であっても、日本国外の店舗、もしくは特に使用できないものとして指定する店舗でのご利用。
- ⑤電子マネー等、発行元が特に商品券との併用ができないものとして指定する支払方法との併用でのご利用。

### 第4条（共通商品券が利用できない場合2）

- 1 発行元に次の各号の事由が生じた場合は、当該発行元の発行した共通商品券は、ご利用いただけないことがあります。
  - ①破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき。
  - ②手形交換所の取引停止処分を受けたときその他支払いの停止があったとき。
  - ③重要な財産に対する差押、保全差押または差押の命令もしくは通知があったとき。
  - ④天変地異その他の理由により営業を停止したとき
  - ⑤共通商品券の発行および取扱いに関する契約に対する違反または不履行があったときまたは当該契約が終了したとき。
  - ⑥前各号のほか信用が著しく低下したと認められる相当の理由が生じたとき。

- 2 発行元が発行する共通商品券が、偽造または変造されたものでないことの確認が困難になった場合、その他相当の事由がある場合には、ご利用店舗は、当該共通商品券の取扱いを一時停止することがあります。

#### **第5条（共通商品券を再交付する場合）**

前第3条第3号の場合において、発行元が、当該共通商品券が偽造または変造されたものでないことおよび未使用のものであることを確認でき、かつ、共通商品券の滅失の範囲が2分の1未満のときは、お客様は、発行元が定める方法でその共通商品券のご提出をいただくことにより、発行元において共通商品券の再交付を受けることができます。

#### **第6条（共通商品券の再交付をしない場合）**

お客様が、共通商品券を盗難され、または紛失された場合には、発行元は、共通商品券の再交付は致しません。

#### **第7条（ご利用店舗との関係）**

お客様が共通商品券をご利用された際に、万一、提供商品またはサービスの取引について、返品または瑕疵その他の問題が生じた場合には、共通商品券の発行元との間で解決をしていただくものとします。

#### **第8条（換金の禁止）**

共通商品券は、現金との引き換えはできません。

#### **第9条（取扱いの変更）**

共通商品券の取扱いについて、この約款を変更する場合には、一定の予告期間を置いて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用いたします。

#### **第10条（発行保証金の還付）**

- 1 発行元は、発行保証金の供託その他の手段により、共通商品券に係る前受金について、「資金決済に関する法律」に定める割合で保全措置を講じています。
- 2 発行元の破産等により、発行元を含むすべてのご利用店舗において共通商品券の利用ができなくなったときは、前項の保全措置により供託された当該共通商品券の発行元に係る発行保証金について、同法の規定に基づき一定期間内に財務（支）局に申し出て還付を受けることのできる制度があります。お客さまは、還付手続の開始が官報等により公示された後に、財務（支）局に申し出て、所定の手続を経たうえで還付を受けることができます。

#### **附則**

- 1 この約款は、2016年9月1日から適用します。